

静岡市第2子以降障害児児童達支援等利用者負担額無償化補助金

補助スキーム

- ① 対象児童の通所給付決定保護者は、静岡市（障害者支援推進課又は区）に、対象児童であることの証明書交付の確認申請書（様式第1号）を提出する
- ② 静岡市（障害者支援推進課）において、無償化の対象となるかどうかを確認する
(対象児童であれば③へ、対象児童でない場合はその旨を通知する)
- ③ 静岡市（障害者支援推進課）から対象児童へ、「確認証」を交付する
- ④ 対象児童は、「確認証」を児童発達支援等事業所へ提示し、児童発達支援等サービスの提供を受ける
- ⑤ 事業所は、対象児童に対し、児童発達支援等のサービスを提供する
- ⑥ 本来、対象児童が支払うべき利用者負担額について、事業所は対象児童から利用者負担額を徴収しない
(国保連には、利用者負担額を徴収したものとして請求する)
- ⑦ **事業者**は、静岡市（障害者支援推進課）に対して、当該徴収しなかった利用者負担額に相当する額について補助金交付申請書兼実績報告書（様式第4号）を提出する
- ⑧ 静岡市（障害者支援推進課）から**事業者**へ、交付決定兼交付額確定通知書（様式第5号）を通知する
- ⑨ **事業者**は、静岡市（障害者支援推進課）へ請求書（様式第6号）を提出する
- ⑩ 静岡市（障害者支援推進課）から**事業者**へ、補助金を支払う

